

秋草学園短期大学公的研究費の不正使用防止計画

秋草学園短期大学（以下「本学」という。）では、「秋草学園短期大学における公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」第2条第3項により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、以下のとおり不正使用防止計画を定めるものである。

なお、本不正使用防止計画は、本学教職員等が研究活動に専念できるようにするため、不正を誘発する要因を除去し、各種リスクを未然に防止するよう環境と体制の構築を図るものである。

I. 運営管理体制

①最高管理責任者は学長とし、本学における公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

②統括管理責任者は事務局長とし、最高管理責任者を補佐し、本学における公的研究費の運営・管理について統括する責任と権限を持つ。

③コンプライアンス責任者は事務部長とし、統括管理責任者を補佐し、本学における公的研究費の運営・管理についてコンプライアンス教育の実施、研究費の執行・管理等の監督を行う責任と権限を持つ。

II 不正使用防止計画

1. 責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
時間の経過により責任意識が低下する。	公的研究費の責任者とその責任範囲・権限についてWebページで公開し常に学内外に周知する。各責任者の異動にあつては、引き継ぎを十分に行い責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
公的研究費の使用ルールが理解されていない。	誰でも常にルール等を確認できるように、マニュアル等をWebページに掲載して適正運用の周知を図る。
公的研究費の使用ルールと運用が乖離する。	使用ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導と分析を行って対策を講じる。 使用ルールについて疑義が生じた場合は不正防止計画推進室において対応することにより誤った運用を事前に防止する。

3. 公的研究費の不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生要因	具体的防止計画
不正使用防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正使用防止計画に加える。

4. 公的研究費の適正な運営及び管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
<p>予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する事態が発生する。</p> <p>カラ出張、旅行日程の水増し、日程のねつ造、航空券の不当取扱い等の不正が発生する。</p> <p>非常勤雇用者、アルバイトの出勤簿等の改ざん、カラ雇用が発生する。</p> <p>物品の発注、納品検収が徹底されていない。</p>	<p>研究計画に基づき、定期的に予算執行の確認を行うとともに、計画と大幅な乖離等がある場合には是正の指導を行う。</p> <p>出張命令書を提出させ、命令権者がその内容を精査する。その提出が事前になされない場合は出張命令を発しない。</p> <p>出張後は出張報告書を提出させ、命令権者がその内容や他の提出資料等との関係を点検、確認する。その提出資料等に不備がある場合は是正を求める。</p> <p>宿泊を伴う出張については、宿泊先の領収書等を提出する。</p> <p>非常勤雇用者の勤務実態を把握するため担当事務職員が不定期に非常勤雇用者の執務・勤務確認を行う。</p> <p>出勤簿に勤務時間、業務内容を自筆で記入させることにより厳格なチェックを行う。</p> <p>担当教員等は、非常勤雇用者に、日々の業務内容について出勤簿に具体的かつ簡潔に記述させ、確認の上押印又はサインする。</p> <p>担当事務職員は、支払処理の際、出勤簿の時間と業務内容について確認する。</p> <p>教職員等が発注する物品については、関係部署で全て納品検収の確認を行う。その際疑義が生じた場合は、発注者に購入目的の確認等を行う。</p>

<p>教職員と業者の関係が不正な取引に発展する恐れがある。</p>	<p>取引業者に不正防止の取り組みについて周知徹底し、一定の頻度・金額の取引がある業者には誓約書の提出を求める。</p> <p>不正取引に関与した業者については、今後の取引停止等の措置を講じることをWebページ等で周知する。</p> <p>不正使用を行った教職員については、学内規程に基づき厳正な対応を行う。</p>
-----------------------------------	--

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	具体的防止計画
<p>不正使用に関する通報（告発）窓口及び通報者の保護体制の周知が不徹底である。</p>	<p>通報（告発）窓口及び通報者の保護体制については、Webページ等で周知し、不正の抑制・牽制、リスクの早期発見を図る。</p>
<p>行動規範や使用ルールに関する理解が不足し、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。</p>	<p>公的研究費使用ルールの説明会の開催、理解度のチェック、誓約書の提出を求める。</p>

6. モニタリングの充実

不正発生要因	具体的防止計画
<p>不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。</p>	<p>内部監査責任者と不正防止計画推進室が連携し体制を強化し、不正発生のリスクを除去する。</p>

Ⅲ. 不正使用防止計画の点検・評価

不正防止計画推進室は、公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正使用防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。